

第4次浦臼町総合振興計画

# うらうすチャレンジプラン

人と農と自然が結び合う 空知の夢大地・浦臼町

## 前期基本計画



平成27年6月

浦 臼 町



# 目次

第3編 前期基本計画	1
序章 前期5年間の重点テーマと重点施策	2
第1章 豊かで活力に満ちた産業のまち	7
1. 農業	7
2. 林業	10
3. 商工業・雇用対策	13
4. 観光	16
5. 消費者対策	19
第2章 だれもが元気になる健康・福祉のまち	20
1. 子育て支援	20
2. 高齢者福祉・介護	24
3. 障がい者福祉	26
4. 地域福祉	28
5. 保健	30
6. 医療	32
7. 社会保障	34
第3章 明日を担う人を育む教育・文化のまち	36
1. 学校教育	36
2. 社会教育	40
3. 文化芸術・文化財	42
4. スポーツ	44
5. 地域間交流	46
第4章 美しく安全・安心な生活環境のまち	48
1. 環境保全	48
2. ごみ・し尿処理	50
3. 上・下水道	52
4. 墓地・火葬場	54
5. 消防・救急・防災	55
6. 防犯・交通安全	58
第5章 定住と交流を支える生活基盤が整ったまち	60

1. 土地利用 .....	60
2. 住宅・宅地・定住 .....	62
3. 道 路 .....	64
4. 公共交通 .....	67
5. 情報化 .....	68
<b>第6章 みんなでつくる自立したまち .....</b>	<b>70</b>
1. 男女共同参画 .....	70
2. コミュニティ .....	72
3. 町民参画・協働 .....	74
4. 行財政運営 .....	76

# 第3編 前期基本計画

# 序 章 前期5年間の重点テーマと重点施策

我が国は、世界でも類を見ない人口減少・超高齢社会を迎えています。人口減少による地方自治体消滅の可能性が指摘され、重大な社会問題となっていることから、平成26年11月21日に国会において「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、国の長期ビジョン及び総合戦略が示されました。これらにより、地方自治体においても地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定し、地方が自ら考え、責任を持って施策に取り組むことが求められています。

将来像を実現し、地方創生を進めていくためには、基本構想で定めた計画の体系と施策の大綱に基づき、施策分野ごとの主要施策を総合的・計画的に推進していくことが基本となりますが、ここでは、「選択と集中」の視点に立ち、前期5年間のまちづくりにおいて特に重点的・戦略的に取り組む「重点テーマ」を定めるとともに、その実現をリードする「重点施策」を抽出しました。

これらの重点施策については、実施計画において具体的かつ効果的な実施事業を設定し、限られた財源の重点配分を図り、積極的に推進していくこととします。

重点テーマ

重点テーマ1

**「快適定住環境」のまちづくり**

— 定住環境の向上と移住・定住の促進 —

重点テーマ2

**「農」と「交流」のまちづくり**

— 農業の振興と交流人口の増加 —

重点テーマ3

**「子ども」が輝くまちづくり**

— 子育て・保育・教育環境の充実 —

## 重点テーマ1

# 「快適定住環境」のまちづくり

## — 定住環境の向上と移住・定住の促進 —

### 目的と方針

本町の最重要課題である人口減少の抑制を目指し、安全・安心な生活環境づくり、定住基盤となる住宅・宅地の提供、移住・定住支援をリードする施策を重点的に推進します。

### 重点施策

#### ■町立診療所の充実（P32）

継続的な医師の確保や診療所・医療機器等の計画的な整備により、円滑な運営と診療内容の充実に努めます。

#### ■防災体制の確立（P56）

地域防災計画等の見直しのもと、防災マップの作成や防災訓練の実施、防災意識の向上や自主防災組織の育成を図ります。

#### ■防災拠点施設・避難所の整備（P57）

防災拠点施設及び避難所の耐震化や防災資機材等の備蓄を実施し、災害時における町民の安全確保対策を推進します。

#### ■防犯体制・活動の強化及び推進（P59）

犯罪のない住みよいまちづくりに向け、高齢者世帯等への啓発・見守り活動の推進や自主的な防犯活動の促進に努めます。

#### ■公営住宅の整備・適正管理の推進（P62）

公営住宅の計画的な建替えや改修、適正な維持管理により、快適で安全な住環境の整備に努めます。

#### ■宅地の確保（P63）

新たな宅地の造成や空き地バンクの導入などを検討・推進し、定住基盤となる宅地の確保に努めます。

#### ■住宅新築等への支援（P63）

住宅新築・リフォーム等補助による支援や補助内容の拡充により、住宅新築希望者等の定住を促進します。

#### ■移住・定住の促進（P63）

移住相談体制の整備や移住生活体験住宅等の利用促進、生活利便性の向上など、移住・定住に向けた取組を推進します。

#### ■公共交通の維持及び利便性の向上（P67）

町営バスや乗合タクシーの運行内容の拡充による利便性の向上に努めるとともに、高齢者などへの料金補助などの支援策を検討・実施します。



## 重点テーマ2

## 「農」と「交流」のまちづくり

## — 農業の振興と交流人口の増加 —

## 目的と方針

本町のまちづくりの中心である農業の振興と、にぎわいと活気の再生と創造に向けた交流人口の増加を目指し、農業の維持及び新たな展開、観光機能の強化をリードする施策を重点的に推進します。

## 重点施策

## ■多様な農業担い手の育成・確保（P 8）

将来の浦臼農業の担い手となる意欲と能力のある認定農業者をはじめ、農業後継者や新規就農者の育成・確保に向けた指導・支援体制の強化を図るとともに、農村女性や農家子弟の経営参画に向けた取組を支援し、農村全体の活力向上に努めます。

## ■農業生産の効率化・省力化・低コスト化の支援（P 8）

農作業効率の向上に向けた農地の担い手への集約化や、省力化・低コスト化につながる生産技術の導入支援と普及に努めるとともに、クリーン農業など農産物の付加価値向上の取組を支援します。

## ■農村の所得向上（P 8）

日本型直接支払制度等の国の制度を最大限活用するとともに、農業の6次産業化、農畜産物のブランド化に向けた体制の整備とその取組を推進します。

## ■道の駅つるぬまを中心とした観光拠点の整備（P 16）

観光拠点として道の駅つるぬまを中心に施設整備を行うとともに、農畜産物・加工品の販売や食事の提供などによる魅力向上や情報発信機能の拡充を図ります。

## ■地域観光・交流資源の活用（P 17）

交流人口の増加に向け、鶴沼公園などの観光・交流施設の充実やうらうす夏の味覚まつりをはじめとするイベントの充実、特産品の開発・商品化、農業体験受入れなどの取組を推進します。

## ■PR活動の推進（P 17）

「臼子ねえさん」の活用によるイベントへの参加やホームページによる情報発信の強化を行うとともに、ふるさと浦臼応援記念品贈呈事業の内容充実による全国に向けた特産品のPRの強化を進めます。

### 重点テーマ3

## 「子ども」が輝くまちづくり

### — 子育て・保育・教育環境の充実 —

#### 目的と方針

子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育ち、明日の本町の力・財産として成長していくことができるよう、子育て・保育環境の充実、教育環境の充実をリードする施策を重点的に推進します。

#### 重点施策

##### ■認定こども園の開設と保育サービスの充実（P21）

保育及び幼児教育に対する町民ニーズへの対応に向けた認定こども園の開設や保育料助成の実施、就労環境の変化に対応した保育サービスの充実を図ります。

##### ■地域における子育て支援サービスの充実（P21）

出産祝い金の支給や紙おむつの購入・廃棄費用の助成、ボランティア活動の促進、放課後こども広場の夏・冬休みへの対応など子育て支援サービスの充実を図ります。

##### ■保護者や子どもの健康の確保及び増進（P21）

乳幼児健診をはじめとする母子保健事業の継続や、乳幼児等医療費助成の現物給付方式への変更による早期受診の促進など、保護者や子どもの健康が維持できるよう支援します。

##### ■子どもの安全の確保（P23）

交通安全街頭啓発や交通安全教室の実施、地域と防犯協会等の連携強化により、子どもを交通事故や犯罪被害から守るための活動を推進します。

##### ■教育内容の充実（P37）

いじめや不登校、有害情報対策などの見守り体制の整備や地域連携教育・キャリア教育を推進するとともに、本山町への訪問など地域の特色を生かしたふるさと教育への取組の実施や幼稚園・小学校・中学校の連携を図り、確かなる力・財産となるやさしい人づくりに努めます。

##### ■保護者負担軽減対策の充実（P39）

高等学校通学等支援助成金の交付や幼稚園保育料の子ども・子育て支援制度への対応により、保護者の経済的な負担を軽減するとともに、幼稚園における特別保育の通年利用や延長保育事業の継続により、共働き家庭のニーズに対応する体制づくりに努めます。

# 第1章 豊かで活力に満ちた産業のまち

## 1. 農 業

### 現状と課題

農業を取り巻く状況は一層厳しさを増しており、我が国では、平成21年度に策定した食料・農業・農村基本計画の見直しを行い、平成27年3月31日に新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定しました。

また、平成25年度に策定した農林水産業・地域の活力創造プランに基づき、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させるための施策を展開することとしています。

本町は、石狩川沿いから樺戸連山にかけて比較的穏やかな丘陵地帯に開けており、先人たちが開墾した肥沃で広大な農地を活用し、稲作を主体とした農業のまちとして発展してきました。

農業の経営形態は、水稻の生産に転作田を活用した麦・大豆・そば等の畑作、メロン・ミニトマト・花き等の施設園芸、または肉用牛の生産等を組み合わせた複合経営が中心となっています。

本町ではこれまで、米穀乾燥調製貯蔵施設の整備や米の生産調整関連施策の活用等により、米の生産を中心とした農業振興を推進してきました。

しかし、農業情勢の厳しさは本町においても例外ではなく、農家数の減少や農業者の高齢化、新たな担い手の不足、これに伴う耕作放棄地発生懸念など、解決すべき課題が山積しています。

このような状況に対応するためには、行政による多様な農業振興施策の推進とあわせ、農業者自らが我が国農政の大きな転換期を迎えている情勢を的確に把握し、積極的かつ主体的に農業に取り組む環境づくりを進める必要があります。

このため、新規就農者等の多様な担い手の育成・確保を進めるとともに、省力化や低コスト化につながる生産技術の導入、生産基盤の整備、米を中心とした農畜産物のブランド化、農産加工品の開発・製造体制の構築、地産地消等を進めていく必要があります。

## 主要施策

### (1) 多様な農業担い手の育成・確保

- ① 農業経営の改善・発展に取り組む意欲と能力のある認定農業者の育成・確保を図ります。
- ② 高齢化や担い手不足に対応するため、各種就農支援施策の活用等により、農業後継者の育成や新規就農者の受け入れ体制の整備に努めます。
- ③ 農村女性や農家子弟等の能力が地域において十分に発揮されるよう、家族経営協定の締結促進などにより、農業経営への積極的な参画に向けた取組を推進します。

### (2) 農業生産基盤の整備

- ① 農業振興地域整備計画に基づき、優良農用地の確保・保全に努め、農業生産力を維持します。
- ② 土地改良事業などによりほ場整備を進め、ほ場の大区画化や地下かんがい施設の整備等、生産性向上につながる基盤整備に取り組めます。

### (3) 農業生産の効率化・省力化・低コスト化の支援

- ① 作業効率の向上に向け、耕作農地の担い手への集約化を進めます。
- ② 今後見込まれる農家1戸当たりの経営面積の拡大に対応するため、水稻の直播栽培など農作業の省力化につながる生産技術の導入支援と普及に努めます。
- ③ 消費者の需要に応じた減肥・減農薬農産物の生産や農業用廃プラスチックのリサイクルの促進等により、環境に配慮した低コストでクリーンな農業の実現に努めます。

### (4) 農村の所得向上

- ① 日本型直接支払制度等の国の制度の有効活用を図ります。
- ② 農業の6次産業化を目指し、関係機関・団体と連携し、新しい特産品となる農畜産物の生産・開発を検討するとともに、付加価値の向上と経営の多角化に資する町内農産物を活用した加工品を開発・製造する体制整備を図ります。また、道の駅

等を活用した農畜産物や農産加工品の直売を支援します。

- ③ 米を中心とした本町の特色ある農畜産物のブランド化に向けた取組を検討・促進します。

#### **(5) 地産地消・食育の推進**

- ① 本町の豊かな農畜産物を次世代の子どもたちに広め、地産地消による消費拡大に努めます。
- ② 保健・子育て・教育等担当部署や関係機関・団体との連携を密にし、食育推進計画の策定について検討を進めます。

## 2. 林 業

### 現状と課題

森林は、木材生産のみならず、国土の保全や水源のかん養、保健休養、山地災害の防止、景観・風致の保全、さらには地球温暖化の主な原因とされている温室効果ガスの吸収機能など、多面的な機能を有し、町民の生活と密接に関わっています。

本町の森林面積は4,884haで、総面積の約48%を占めており、このことから農地とともに本町の豊かな自然を象徴する存在であるといえます。

この恵まれた資源を背景とした林業は、基幹産業である農業とともに本町の発展に大きな役割を果たしてきました。本町においてもこれまで、計画的な町有林の造林や林道・作業路等の路網整備と併せて、育成・保育といった維持管理に努めてきました。

しかしながら、外材の輸入などによる木材需要と価格の低迷、林業従事者の減少と高齢化等に伴う林業に対する生産意欲の減退、さらには平成15年に浦臼町森林組合が解散したことと相まって、森林所有者の林業に対する関心が低下し、管理・育成事業が停滞しており、森林機能の総体的な低下が懸念されます。

このため、今後は関係機関・団体と連携を図り、森林整備計画に基づく適正な森林資源の育成・保全を図り、森林の持つ多面的機能を発揮させるとともに、豊かな森林資源を将来へ引き継ぐ必要があります。

この目指すべき森林資源の姿を実現するためには、町有林・民有林とともに森林経営計画に基づく計画的な間伐保育事業や管理育成事業の展開等により、優良木材の生産に向けた取組を強化するとともに、林道や作業路といった路網の整備及び維持管理を適切に実施し、停滞している森林経営に対する関心を再度、高揚させていく必要があります。

また、この豊かな森林などの自然環境が存在するゆえに、エゾシカやキツネ等の在来野生動物が私たちと共存しているほか、特定外

来生物であるアライグマ等も多く生息していることが確認されており、これらによる農作物や森林への食害といった農林業被害問題も深刻化している側面もあることから、有害鳥獣対策についても有効な施策の検討とその展開が必要となっています。

## 主要施策

### (1) 町有林生産基盤の整備と適正管理

- ① 森林の持つ多面的機能を十分に発揮させ、良質な木材の生産に向けて、関係機関・団体との連携のもと、計画的な森林施業、林道や作業路等の路網の維持管理に努めます。
- ② 計画的な造林作業と将来にわたる継続的な森林施業を展開するため、森林組合との連携を強化します。

### (2) 民有林の整備体制の整備・充実

- ① 森林組合と連携し、民間の森林所有者に対し、適切な森林施業や管理育成に向けた意識高揚のための情報提供や普及・啓発活動を展開します。
- ② 森林所有者が策定する森林施業計画の策定促進を図ります。
- ③ 森林に係る情報収集や照会調査等を行い、各種情報を整備・更新・蓄積するシステムを運用し、クラウド<sup>※1</sup>化管理に努めます。

### (3) 地域材の利用促進

- ① 東日本大震災を契機とした国産材に対する関心の高まりを踏まえ、地域材の需要拡大に向けた普及・啓発を行い、利用促進に努めます。
- ② 地域材利用推進方針の策定により、積極的な情報発信等に努めます。

### (4) 木育活動の推進

- ① 将来世代に対する森林や林業への理解促進のため、緑の少年団の育成とその活動強化を図ります。

※1 データをインターネット上に保存して共有化すること



## (5) 有害鳥獣被害防止対策の促進

- ① 有害鳥獣駆除の担い手の高齢化による既存ハンターの不足を踏まえ、地元猟友会と連携し、有害鳥獣駆除機能の維持・改善を図ります。
- ② 新たな担い手の発掘と養成のため、狩猟・猟銃・わな等の免許取得に対する助成の強化・拡大に努めます。
- ③ 有害鳥獣被害防止対策協議会との連携を密にし、活動の強化を促進します。
- ④ 有害鳥獣による被害に対する自衛意識の啓発に向けて、被害防止技術等の情報発信等を行い、組織化や自主的な取組を支援します。



## 3. 商工業・雇用対策

### 現状と課題

商業は、豊かな消費生活の提供はもとより、まちのにぎわいを生み出すものとして、地域活性化に重要な役割を果たしていますが、全国的に既存商店街の衰退が進み、その活性化が大きな課題となっています。

平成24年の経済センサス-活動調査によると、本町の卸売業、小売業を合わせた事業所数は19事業所、従業者数は58人、年間販売額は約8,300万円となっています。

本町では、古くから小売業を主体に町内の購買ニーズに応じてきましたが、小規模個人経営が大部分を占める商業構造にあって、車社会の一層の進展や大型店の進出、消費者ニーズの多様化、高度化等を背景に購買力の流出が勢いを増し、高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、人々が集うにぎわい空間づくりという視点に立ち、町民及び事業者と協働しながら、商店街の再生整備を進めていくとともに、商業振興の核となる商工会の育成・強化のもと、商店個々の経営の近代化、サービスの向上等を促進していく必要があります。

一方、工業を取り巻く環境は、技術革新の進展や消費価値観の多様化などにより、大きく変化しています。

平成25年の工業統計調査によると、本町の製造業の事業所数（従業者4人以上）は2事業所、従業者数は18人となっています。

本町ではこれまで、既存企業の育成や企業誘致に努めてきましたが、地方の経済が依然として低迷を続ける中で、事業所数、従業者数、製造品出荷額等とともに減少傾向にあるほか、企業立地の停滞といった問題を抱えており、取り巻く情勢は厳しさを増しつつあります。

このため、今後は、商工会等との連携のもと、既存企業の体質強化、近代化に向けた支援はもとより、新たな特産品づくりや新産業の創出等に向けた取組、優良企業や研究機関等の誘致を積極的に進

めていく必要があります。

また、景気悪化の長期化、少子高齢化に伴う人口構造の変化等を背景に、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

本町においても、産業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、町内における雇用機会の不足が大きな問題となっており、町外に雇用の場を求める労働者も少なくありません。

このため、各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努めるとともに、関係機関との連携や広域的連携のもと、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実など勤労者福祉の充実を促進していくことが必要です。

## 主要施策

### (1) 商店街の再生整備

- ① 町民及び事業者との協働のもと、花いっぱい運動・イルミネーション事業等による商店街の環境・景観整備を実施し、人々が集うにぎわいの場としての再生及び創造を目指します。

### (2) 経営の近代化の促進

- ① 商工会等と連携し、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図ります。
- ② 商工会等への支援により、経営意欲の高揚や後継者の育成、新規開業者の発掘、地域に密着したサービスの展開、イベント戦略の展開、農業や観光と連携した特産品の開発・販売、事業の拡大等を促進します。
- ③ 浦臼町中小企業振興資金利子補給補助金や各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

### (3) 商工業団体の育成・強化

- ① 商工業振興の中核的役割を担う商工会の育成・強化を図り、各種活動の一層の活発化を促進します。

#### **(4) 特産品開発等への支援**

- ① 関係機関・団体との連携のもと、産業支援・研究開発機能の強化を図り、農産物加工における技術の高度化や新たな特産品の開発、起業や新産業の創出を促進します。

#### **(5) 企業立地の促進**

- ① 店舗跡地・未利用地の活用や情報提供を行い、商工業用地の確保に努め、企業誘致活動を積極的に展開し、優良企業や研究機関等の立地を促進します。

#### **(6) 雇用対策の推進**

- ① 各種産業振興施策の一体的推進により雇用の場の拡充を目指すほか、ハローワークや中空知職業訓練センター等の関係機関や町内事業所等との連携、美唄市季節労働者通年雇用促進協議会等との広域的連携のもと、就職相談や情報提供、職業訓練機会の提供等を行い、若年労働者の地元就職を促進します。
- ② 地元事業所への啓発等により、労働条件の改善など働きやすい環境づくりを促進します。

## 4. 観 光

### 現状と課題

自然志向や健康志向の高まりなど、観光ニーズは多様化、高度化する傾向にあり、観光地にはこうした変化に対応した魅力づくりが求められています。

本町は、美しく豊かな自然に包まれた農村地域であり、道の駅つるぬまを中心に、自然休養村センター、いこいの森公園、鶴沼公園キャンプ場などのアウトドアレクリエーション施設、うらうす夏の味覚まつりや浦臼産ぼたんそば収穫祭等のイベントなど、魅力ある観光・交流資源を有し、訪れる観光客は増加傾向にあります。

しかし、宿泊施設の不足等により日帰り客がほとんどを占めているほか、観光・交流資源についても、観光客が年間を通して繰り返し訪れたいと思える魅力ある観光基盤としての活用は必ずしも十分とはいえない状況にあります。

今後は、基幹産業である農業や、豊かな森林等の自然環境を恵まれた観光資源にとらえ、その利点を最大限に発揮し、その他の観光資源と連携した総合的な振興に努めることが重要です。

このため、老朽化が進む道の駅つるぬまや自然休養村センター、鶴沼公園キャンプ場の整備をはじめ、地場産の優れた味覚を有する農畜製品の積極的なPRや地場産品を使用した食事の提供、土産品となるリーズナブルな価格の農畜産物加工品の開発・販売促進など、既存観光・交流施設の整備充実、ネットワーク化や新たな観光資源の掘り起こしを行い、通年型、滞在型の観光地づくり、リピーターの増加を進めていく必要があります。

### 主要施策

#### (1) 道の駅つるぬまを中心とした観光拠点の整備

- ① 道の駅つるぬまを中心に、既存施設を含めた施設整備を行うとともに、農畜産物やその加工品の販売、地場産品を使用した食事の提供などの内容充実を図り、魅力あふれる観光拠点づく

りを推進します。

- ② 観光資源やイベントのPR等、情報発信機能の拡充を図ります。

## (2) 地域観光・交流資源の活用

- ① 自然休養村センターやいこいの森公園、鶴沼公園キャンプ場をはじめとする地域観光・交流施設の充実を検討・推進し、子どもの遊び場としての機能も含め、安全性の確保と利用率の向上を図ります。
- ② 鶴沼公園やいこいの森公園など、森林や水辺を生かした緑地空間の保全に努めます。
- ③ うらうす夏の味覚まつりをはじめとするイベントの内容充実や新規イベントの実施等を検討します。
- ④ 農畜産加工品等の核となる特産品の開発と商品化の検討を進めます。
- ⑤ 町内企業や商店と連携のうえ、観光・交流資源の相互活用を推進し、ネットワークづくりを図ります。
- ⑥ 農業・農村体験ツアーの受入れ促進と受入れ組織への支援を行います。

## (3) PR活動の推進

- ① 道の駅での直売や「臼子ねえさん」の活用による町内外の各種イベント等への積極的な参加、パンフレットやホームページによる情報発信により、観光や農畜産物のPRを強化します。
- ② ふるさと浦臼応援記念品贈呈事業における限定記念品企画やクレジット決済導入などの内容充実を図り、全国に向けた特産品のPRを強化します。
- ③ 道の駅に観光案内板を設置するなど、総合観光案内・情報発信拠点としての機能を拡充します。
- ④ 農業・農村体験ツアーの受入れ情報の提供・発信に努めます。

## (4) 広域観光体制の充実

- ① 近隣市町村及び中空知広域市町村圏組合構成市町との広域的連携を強化し、サイクリングツアー等に対応できる広域観光ルートづくりを図ります。

- ② 民間旅行会社などへ観光資源の情報提供を行い、他市町村を含めたツアー等、全道・全国に向けたPR活動を推進します。

## 5. 消費者対策

### 現状と課題

近年、商品やサービス、販売形態の多様化が一層進む中、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込め詐欺など、いわゆる悪質商法や特殊詐欺による被害が後を絶たない状況にあり、自治体においても、これらへの対応の強化が求められています。

本町では、滝川市、奈井江町、新十津川町、雨竜町及び滝川地方消費者センターとの広域的連携のもと、消費生活の相談、小冊子等の配布による消費者への啓発や情報提供、計量器検査等を行い、消費者対策を推進しています。

しかしながら、本町においても近年、消費者トラブルが発生している状況にあるため、今後は消費者自らがトラブルの防止や消費生活の質的向上を図れるよう、消費者教育・啓発や情報提供、相談の充実等を進めていく必要があります。

### 主要施策

#### (1) 消費者保護の充実

- ① 関係機関との連携や広域的連携を強化し、消費生活に関する苦情相談等消費生活相談体制の充実に努めます。
- ② 消費者が不利益を受けることがないよう、計量器検査の実施や消費者モニター制度の活用等により、商品の表示や安全性等の適正化を促進します。

#### (2) 消費者意識の高揚

- ① 消費者行政関連啓発チラシやティッシュを配布し、地域住民に対する問題意識の喚起と悪質商法被害等の未然防止を図ります。

## 第2章 だれもが元気になる健康・福祉のまち

### 1. 子育て支援

#### 現状と課題

我が国では、非婚化・晩婚化に伴う未婚率の上昇等により出生率が低下し、急速に少子化が進行しているとともに、核家族化の進行による子育ての孤立感の増大や、就労環境の変化など、子どもや保護者を取り巻く環境が大きく変化しています。

本町においては、保育所がないため、希望者は近隣市町村との協定などにより他市町村の保育所を利用することになっており、幼稚園では就労等の事由による希望者を対象に、特別保育や延長保育を実施しています。小学生については、児童館がないため、放課後子ども広場を開設し、多くの児童が利用している状況です。そのほか、幼児教室の開催や子育てサークルの活動支援による孤立感の軽減対策、健診・予防接種、妊娠・出産・子育てに関する相談業務など、母子の健康確保に向けた取組を実施しています。

しかしながら、保育所については、入所希望者の増加により、希望した近隣市町村の保育所へ入所できない場合があることや、冬期間の悪天候時における通所不安などから、町内への設置ニーズも高まっており、老朽化した幼稚園の改修・建替えも含めて認定こども園の設置が求められています。

また、ボランティアによる一時預かり、夏・冬休みにおける子ども広場の実施、小児科専門医の配置、子育て支援センターの設置など、新たに策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てしやすい安全な環境の整備や母子の健康確保に向けた医療・相談体制の充実など、関係機関が一体となって総合的に支援する必要があります。



## 主要施策

### (1) 認定こども園の開設と保育サービスの充実

- ① 保育及び幼児教育に対する町民ニーズに対応し、認定こども園を開設します。
- ② 保育所や認定こども園等の利用者へ保育料の助成を実施します。
- ③ 就労環境の変化に柔軟に対応できるよう、幼稚園の特別保育・延長保育を継続します。
- ④ 民間託児所等の情報提供を実施するとともに、広域保育所利用のために近隣市町村との調整に努めます。

### (2) 地域における子育て支援サービスの充実

- ① 出産祝い金の支給や紙おむつの購入・廃棄費用の助成、ベビー用品レンタル費用の助成の実施により、子育て世帯を支援します。
- ② 町民が主体となって地域で子育てを支え合う意識を醸成し、ボランティアやサークルの育成に努めます。
- ③ 高齢者や子育て経験者などのボランティア活動の促進、放課後こども広場の機能拡充により、夏・冬休み預かりに対応できる学童保育機能の整備を図ります。
- ④ 子育て支援のネットワークづくりの一環として、町広報誌やホームページによる子育て情報の発信、子育てマップ等の作成、配布を行います。
- ⑤ 子どもの発達課題を乳幼児期から達成できるよう、幼児教室等の実施を継続し、幼児教育の充実に努めます。
- ⑥ サマー・ウィンターキャンプなどを継続実施し、子どもが自主的に参加して交流できる場の提供を行い、児童の健全育成に努めます。

### (3) 保護者や子どもの健康の確保及び増進

- ① 医療・福祉・教育などの関連分野と密接な連携を図り、子どもと保護者に対する一貫性・連続性のあるサービスを提供するため、子育て支援センター機能の整備を図ります。

- ② 乳幼児健診・健康教室・予防接種等の事業を充実し、ハイリスク児の指導も含めて積極的な助言や情報提供を行います。
- ③ 子育てに関する相談や訪問指導等により、心身ともに健康が維持できるよう支援します。
- ④ 乳幼児・児童・生徒の医療費助成の継続実施により、疾病等の重症化予防と早期受診を促進するとともに、現物給付方式に変更して医療機関での窓口負担の軽減を図ります。
- ⑤ 町内の豊かな食材を活用し、地域への愛着を育てることに配慮しながら、乳幼児健診やLet's食つきんぐ、幼稚園への栄養士訪問などにより食育を推進します。

#### **(4) 子どもの健やかな成長を育む教育環境の整備**

- ① 中学生と幼稚園児の交流やふれあう機会を広げるための取組を推進します。
- ② 特色ある教育を目的とし、幼稚園、小学校、中学校と地域の連携を考えた活動を推進します。
- ③ 空知教育局の巡回指導などを活用し、教育的な支援が必要な子どもの理解と支援を行います。
- ④ 学校評議員を継続設置し、地域住民や有識者の意見・助言により開かれた学校づくりを目指します。
- ⑤ 子どもが犯罪等に巻き込まれないよう、携帯電話の学校持込みの禁止や、パソコン及びゲーム機での有害情報対応策に関する情報提供などにより、情報モラル教育を推進します。

#### **(5) 子育て家庭を支援する生活環境の整備**

- ① 地域の特性やライフスタイル、長寿命化に対応した住環境の整備に努めます。
- ② 道路や公共施設のバリアフリー化、通学路の防犯設備の整備など、安全で子育てにやさしい環境の整備に努めます。

#### **(6) 職業生活と家庭生活の両立の支援**

- ① 関係機関と連携を図りながら、町広報誌等による周知や事業所への制度啓発などを行い、育児休業制度の普及促進に努めます。

## (7) 子どもの安全の確保

- ① 子どもたちを交通事故等から守るため、街頭啓発などの交通安全運動、幼稚園児や小学生を対象とした交通安全指導・自転車教室などを実施します。
- ② 地域や防犯協会、警察機関と連携し、子どもを犯罪の被害から守るための活動を推進します。

## (8) 要支援・保護児童へのきめ細やかな取組の推進

- ① 乳幼児健康診査や訪問、子育て支援連絡協議会の活用により、子育て不安や孤立感の解消、児童虐待の未然防止や早期発見・早期解決に努めます。
- ② 児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付など、ひとり親家庭への助成制度の利用促進や医療費支給により、経済的支援体制の充実を図ります。
- ③ 障がい児施設への通園支援や個別支援継続ファイルの活用により、将来の自立・就労に向けた発達を支援する体制の充実を図ります。
- ④ 自立支援医療給付や特別児童扶養手当など、経済的支援制度の周知と活用を促進します。

## 2. 高齢者福祉・介護

### 現状と課題

我が国の高齢者人口及び高齢化率は増加の一途をたどり、4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、世界でも類をみない超高齢社会を迎えています。

本町においては、平成5年度に特別養護老人ホーム(30床)、平成17年度にグループホーム(認知症対応型共同生活介護・9床)、平成24年度に地域密着型特別養護老人ホーム(20床)を開設し、在宅介護が困難な高齢者への福祉の充実を図るとともに、施設を利用したデイサービスやショートステイ事業の実施により在宅福祉体制の充実を推進しています。

また、高齢者の生きがいを高めるため、生きがいや健康づくりの事業、老人クラブへの助成等を行い、高齢者の文化・教養活動や社会参加活動の充実を図っています。

一方、介護保険制度については、制度開始当初より空知中部広域連合(1市5町による広域連携)で行っています。

また、相談支援、権利擁護、ケアマネジメント<sup>※2</sup>等の包括的支援事業を空知中部広域連合から委託を受けて実施しています。

しかしながら、町の高齢者人口及び高齢化率は急速に上昇し、平成26年度末現在で37.23%となっており、医療・保健・福祉に対するニーズは増加・多様化しています。こうした町民のニーズに適切に、また、きめ細かく対応していくため、高齢者の生活全体を総合的に支援するための体制づくりを進める必要があります。

また、国による介護保険制度の改正(予防給付の見直し)により、予防給付の一部が市町村で実施する地域支援事業へ移行されることに伴い、事業の円滑な移行を進める必要があります。

<sup>※2</sup> 様々なサービスを組み合わせてケアプランを作成し、それにしたがってサービスが提供できるよう事業者との調整等を行うこと

## 主要施策

### (1) 高齢社会に対応したまちづくり

- ① 社会参加や生きがい対策による心身の健康づくり、地域交流・世代間交流ができる環境づくりを推進します。

### (2) 高齢者福祉の充実

- ① 施設福祉及び在宅福祉サービスの充実や高齢者世帯等への緊急通報装置の設置を実施します。

### (3) 高齢者の生きがいづくり

- ① ボランティア活動の促進や、老人クラブの加入率の向上と運営及び活動の支援に努めます。

### (4) 地域支援事業の実施

- ① 地域包括支援センターを軸に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援業務、権利擁護業務を行う包括的支援事業を実施します。

### (5) 介護保険制度改正（予防給付の見直し）に伴う事業の円滑な移行の実施

- ① 訪問介護及び通所介護については、現行の介護予防事業と統合した「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」として、町の実情に応じた取組ができる地域支援事業に円滑に移行したうえで、事業のさらなる充実を図ります。

## 3. 障がい者福祉

### 現状と課題

障がいのある人もない人も、ともに支え合う中で、その人らしい自立した生活を送ることができる共生社会の実現が求められています。

平成25年度末現在、本町の身体障害者手帳所持者は141人、療育手帳所持者は21人、精神障害者保健福祉手帳所持者は8人となっています。

本町ではこれまで、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行を踏まえ、ノーマライゼーションの理念の浸透や障害福祉サービスの提供、公共施設等のバリアフリー化、社会参加の促進など、障がい者の自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

一方、障がい児への支援は、乳幼児から年齢に応じた保健・子育て・教育・福祉等にわたりメニューも徐々に拡充しています。

しかしながら、近年、障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化が進んでおり、障がい者施策内容の充実や一貫した切れ目のない支援が求められています。

このため、障がい者(児)支援体制の整備を推進するとともに、施策全般の内容の充実を図り、すべての障がい者(児)が地域において可能な限り自立し、安全・安心な生活を送ることができるまちづくりを進めていく必要があります。

### 主要施策

#### (1) 自立に向けた地域生活支援の充実

- ① 障がい者が安心して地域生活を継続できるよう、福祉サービスの充実に努めます。
- ② 情報提供内容の充実や障がい特性を踏まえた適切な提供方法により、情報バリアフリー化を推進し、障がい者の社会参加を促進します。

## (2) 相談支援と権利擁護の充実

- ① 障がい者が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、自立支援協議会を設立し、相談支援体制の整備及び関係機関との連携強化に努めます。
- ② 成年後見制度<sup>※3</sup>の普及啓発や虐待防止体制の構築に努めます。

## (3) 障がい者に対する就労支援

- ① 関係機関と連携を図り、雇用情勢の変化に応じた、総合的な就労支援を推進します。
- ② 障がい者の雇用機会を拡大し、障がい者が当たり前で働ける社会の実現を目指します。

## (4) 子どもの成長と家庭の安心への支援

- ① 障がいの早期発見・早期療育及び成長段階に応じた一貫した切れ目のない支援と関係機関のネットワーク整備に努めます。
- ② 障がいのある子どもを持つ保護者への支援体制を整備します。

## (5) 障害福祉サービス事業所等への支援体制の充実

- ① 障害者就労施設等からの物品の調達を推進し、障害福祉サービス事業所への支援体制の充実に努めます。

---

※3 障がい等により判断能力が十分でない人の法律行為を保護・援助する後見人を決める制度



## 4. 地域福祉

### 現状と課題

少子高齢化、人口減少などの影響により、一層の過疎化が進行し、地域での支え合い、助け合いの社会を形成していく上で必要となるマンパワーが不足する傾向にあるとともに、核家族化の進行により、近所付き合いなど近隣との関係の希薄化が進み、高齢者や要援護者の孤立が懸念されています。

本町では、浦臼町社会福祉協議会を核として、町内会や民生委員・児童委員等と連携を図り、町民相互の助け合いと交流の輪を広げていますが、独居高齢者住宅の除雪サービスや社会福祉施設への訪問活動等の各種事業は、浦臼町社会福祉協議会を中心としたボランティアの協力によって成り立っているのが現状です。浦臼町社会福祉協議会については、平成元年に法人化されていますが、財政基盤は十分とはいえず、安定的な財政基盤の確立と組織体制の強化が急務となっています。

このため、町民の福祉に対する意識の高揚を図り、町民が積極的に福祉活動に参加するようボランティア活動を促進していくとともに、町民を主体とした地域福祉活動の活発な展開を促進し、地域における相互扶助の促進や、在宅福祉を基本とした公的扶助の充実を図る必要があります。

また、町民、社会福祉協議会、各関係機関、行政などの協働により、町民の生活に密着した地域福祉の総合的な推進体制づくりにも取り組む必要があります。

### 主要施策

#### (1) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

- ① 町民が自分に適したサービスを安心して利用できるよう、各種福祉サービスに関する情報提供・相談体制の確立を図ります。

#### (2) 地域福祉の担い手の育成

- ① 社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団



体、福祉ボランティア団体等の育成・支援を行い、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。

### **(3) 支え合い助け合う地域づくり**

- ① 町民の福祉活動への参画を促すため、社会福祉協議会と連携し、広報・啓発活動や福祉教育を推進し、町民の福祉意識の高揚に努めます。
- ② 高齢者や要援護者などが孤立せず、安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や地域見守り隊、町内会等による見守り活動、生活支援活動の充実を促進し、支え合い助け合う地域づくりを進めます。

### **(4) バリアフリー化の推進**

- ① 高齢者や障がい者、子どもも含め、だれもが安全に安心して暮らせるよう、公共施設を中心にバリアフリー化を進めます。

## 5. 保 健

### 現状と課題

急速な高齢化とともに、がん、心疾患、脳血管疾患などによる働き盛りの世代の死亡や、認知症や寝たきりの状態による要介護者の増加といった大きな問題が生じています。

また、ライフスタイルの変化、価値観の多様化などに伴い、ストレスによる疾病、子育ての悩みや虐待、自殺なども社会問題となっています。

本町における統計や医療機関の受診・健診の状況、健康意識調査の結果などによると、循環器疾患やがんの増加、こころの健康の低下、たばこによる疾患の増加などが懸念されており、平成24年度に策定した健康うらうす21後期計画に基づき、健康を取り巻く全ての環境に目を向け、幅広い視野から健康づくりを推進している状況です。

しかしながら、町民が健康で自分らしいライフスタイルを維持していくためには、健康づくりの意識をさらに高め、町民自身が主体的に健康づくりに取り組んでいく必要があることから、引き続きサポート体制の充実や健診後の保健指導の積極的な実施など、乳幼児期から高齢期までのライフステージに合わせた健康課題の解決に向けた対策が求められています。

### 主要施策

#### (1) 保健事業の推進

- ① 関係機関との連携を強化し、町民が受診しやすい健診体制の整備に努め、各種健診の実施及び受診者の増加を図ります。
- ② 健診後の生活改善指導を積極的に実施し、前病状態から疾病が悪化しないよう努めます。
- ③ 感染症に関する正確な情報の提供に努めるとともに、効果的な予防接種事業を推進します。
- ④ 講演会などの実施を通じて、健康に関する正しい知識の普

及・啓発に努めます。

- ⑤ 関係機関と連携し、疾病がある人やその人を支える家族に対する相談体制の充実を図ります。

## **(2) 健康管理体制の充実**

- ① 健康管理システムを活用し、健診結果等に応じた効率的な健康管理・指導に努めます。

## **(3) 介護予防の推進**

- ① 認知症の予防など、要介護状態にならないよう介護予防事業の充実に努めます。

## **(4) 共助の概念の普及**

- ① 地区コミュニティの構築と共助の概念の普及に努め、地域における見守り体制の充実を図ります。
- ② 保健・福祉・医療のネットワーク体制を充実し、健康づくり推進協議会の充実を図ります。

## 6. 医 療

### 現状と課題

医療の確保は、人々が健康な生活を営む上で必要不可欠なものであり、定住・移住に直結する重要な条件です。

本町の医療機関については、町立診療所と町立歯科診療所があり、これまで医師の確保や医療機器の整備等を実施し、診療所の充実を図ってきましたが、疾病構造が多様化し、生活習慣病やその予備軍が増加しており、今後も、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズは高度化、専門化していくことが予想されています。

また、人口減少や少子化により受診者数の減少が続いていますが、子育て支援として、安心して育児ができる環境整備のための小児医療の充実も求められています。

このため、地域医療機関として、母子保健分野など保健福祉事業との連携体制の整備や町外専門医療機関との連携強化、継続的な医師の確保を図るとともに、医療機器の整備や医療内容の充実を図る必要があります。

救急医療体制については、輪番制や休日当番制など医療圏域による連携や中核医療機関である砂川市立病院により、24時間対応できる体制が整備されていますが、引き続き安全・安心な救急医療体制を継続できるよう広域的な連携を推進する必要があります。

### 主要施策

#### (1) 町立診療所の充実

- ① 関係機関と連携しながら継続的に医師を確保するとともに、看護師など医療従事者の資質向上や円滑な運営に努めます。
- ② 診療所及び医療機器等の計画的な整備を推進し、診療内容の充実を図ります。

#### (2) 保健福祉事業との連携推進

- ① 予防接種、各種健診など保健福祉事業との連携を図り、地域医療機関としての機能充実に努めます。

### **(3) 広域・救急医療体制の充実**

- ① 関係医療機関との連携継続及び強化により、救急・休日・夜間の救急医療体制の充実に努めます。

## 7. 社会保障

### 現状と課題

国民健康保険制度は、疾病や負傷等に対して保険給付を行う医療保険の柱として、重要な役割を果たしています。

近年における医療の発展は、診療を身近なものとし、医療技術の高度化は平均寿命の延長をもたらす一方で、その医療費は増大し続け、制度運営は極めて厳しい状況におかれ、財源である国民健康保険税賦課額も増加傾向にあります。

今後は、医療費の抑制対策や国民健康保険税の収納率の向上に向けた施策を推進する必要があります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人及び65歳以上で一定の障がいのある人の疾病や負傷等に対して保険給付を行う制度として、国民健康保険制度とともに重要な役割を果たしています。

本制度についても、国民健康保険制度と同様に近年における医療技術の高度化、そして長寿命化に伴って医療費は増加の一途をたどっている状況にあり、重複受診の抑制や後発医薬品の使用促進等に努める必要があります。

国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠なものです。

しかし、近年の年金記録問題や年金支給の先送りなどが影響し、落ち着きを取り戻しつつも若年層を中心に依然として制度への不信感が否めないうえ、制度の趣旨が十分理解されていないことが多く、未納者や公的年金制度間の移動などによる適用漏れ、学生納付特例の申請漏れ等が増加しつつあります。

こうした人たちは将来、無年金あるいは低額年金となり、老後の生活に影響が生じることから、今後もより一層、国民年金制度についての正しい理解の浸透に努める必要があります。

また、景気悪化の長期化等を背景に、低所得世帯は全国的に増加傾向にあり、生活保護受給申請件数も増加傾向となっています。

本町における相談・申請件数の増加は緩やかではあるものの、相

談内容は複雑化しつつあります。

このような中、本町では、関係機関と連携し、低所得者に対する相談や生活保護制度の利用に関する助言・指導、資金貸付制度の紹介等に努めていますが、今後も、低所得者の自立に向け、これらの取組を継続して実施していく必要があります。

## 主要施策

### (1) 国民健康保険事業の健全運営

- ① 医療費抑制のため、適正受診の指導、後発医薬品の使用促進等に努めます。
- ② 国民健康保険税の収納率向上のため、滞納者への指導・啓発に努めます。
- ③ 国民健康保険制度の一層の周知徹底を図ります。

### (2) 後期高齢者医療制度の健全運営

- ① 医療費抑制のため、適正受診の指導、後発医薬品の使用促進等に努めます。
- ② 後期高齢者医療保険料は高水準で収納できていることから、引き続き収納確保のための啓発に努めます。
- ③ 後期高齢者医療制度の一層の周知徹底を図ります。

### (3) 国民年金制度の啓発

- ① 町広報誌等による国民年金制度の一層の周知徹底を図ります。
- ② 国民年金に関する相談業務の充実に努めます。

### (4) 低所得者福祉対策の推進

- ① 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の利用に関する助言・指導等を行い、必要な支援につなげていきます。
- ② 民生委員との連携による就労・生活等の相談体制の充実に努めます。
- ③ 各種生活支援資金貸付制度の有効活用の相談・指導を図ります。

## 第3章 明日を担う人を育む教育・文化のまち

### 1. 学校教育

#### 現状と課題

急速な少子化や人口減少、核家族化などによる人間関係の希薄化をはじめ、情報化の進展やライフスタイルの多様化など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学習意欲や学力、体力の低下が懸念されています。

現在、本町には町立のみどり幼稚園、浦臼小学校、浦臼中学校が設置されており、幼稚園児数は19人、小学校児童数は81人、中学校生徒数は53人（平成26年5月1日現在・学校基本調査）となっています。

本町はこれまで、施設や備品の整備、小学校統合による教育環境の向上や教育活動の充実に努めてきました。

幼稚園舎については、老朽化が進み、修繕や小規模改修を随時行っていますが、今後も、快適で安全な環境づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

学校施設については、課題となっていた校舎の耐震化を進めており、中学校は建替えが完了し、現在は小学校の耐震化・大規模改修工事を実施しています。今後も、計画的に整備を実施し、快適で安心かつ安全な環境づくりを推進する必要があります。スクールバスについても、小学校統合時から遠距離通学児童の交通手段を確保するために継続して運行していますが、老朽化が進んでいるため、計画的な修繕や更新の検討が必要です。

幼稚園における教育活動については、各種研究会への参加や研究指定校事業などによる園内研修の充実に努めていますが、教職員の資質の向上やALT<sup>※4</sup>の活用など、教育内容の充実にに向けた取組を継続的に実施する必要があります。

※4 外国語指導助手



また、幼稚園バスを運行し、教育活動への有効利用や遠距離通園の保護者及び園児の負担の軽減に努めているほか、平成25年度からは特別保育の通年実施や時間延長を行い、働く保護者などへの支援も進めています。

今後も、多様化する保護者ニーズへの対応に向け、教育内容の充実を図るとともに、子育て支援として認定こども園への移行や、特別保育料などの料金体系の変更、受入れ体制の整備について検討する必要があります。

学校における教育活動については、本町の学校教育推進基本方針や経営計画に基づき、児童・生徒の豊かな心の育成や体力づくり、確かな学力の定着のため、指導方法の工夫や改善、教職員の資質・指導力の向上に努めていますが、平成26年度より実施している中学生の修学旅行における友好交流町の本山町を訪問する取組や、ALTの派遣によるグローバル社会に対応できる人材育成など、継続的に実施していく必要があります。

また、本町には高等学校が設置されていませんが、高等学校進学後の教育を推進するための通学費助成を実施しています。経済的な面から子育てを支援する施策としても継続的な実施が求められています。

## 主要施策

### (1) 施設・設備の充実

- ① 幼稚園・小学校・中学校施設の計画的な改修や維持補修を推進します。
- ② 教職員住宅の適正な管理に努めるとともに、老朽化や入居状況に合わせて校長・教頭住宅の建替えや未利用住宅の取壊しを検討します。
- ③ 教育内容の充実と合わせて、情報機器やソフトウェアをはじめとした教材・教具の計画的な導入や更新に努めます。

### (2) 教育内容の充実

- ① 学習指導要領に基づいた教育を実践するとともに、研修の機

会と時間の確保に努め、教育内容の充実や教職員の資質向上を図ります。

- ② 教育課程を随時見直し、地域の特色を生かした教育の実践に努めます。
- ③ 積極的な情報提供や共有を行い、いじめや不登校、有害情報対策などの見守り体制の整備に努め、地域ボランティアや資源を活用した地域連携教育を推進します。
- ④ 学校や教職員に対する情報提供や研修への支援により、社会変化に対応したキャリア教育<sup>※5</sup>の推進に努めます。
- ⑤ 友好交流町である高知県本山町への修学旅行訪問の継続実施や町の魅力を知る機会の充実に努め、ふるさと教育を推進します。
- ⑥ 家庭や地域と連携しながら継続的な運動習慣づくりを推進するとともに、フッ化物洗口による虫歯予防や違法薬物乱用防止の啓発など、健やかな体力づくりに努めます。
- ⑦ 幼稚園・小学校・中学校の連携による相互交流を充実し、教育課程や発達段階に応じた指導の改善、接続の改善を図ります。

### **(3) A L T の活用**

- ① 幼稚園や小中学校へのA L Tの派遣を継続し、幼児期から外国語に接する機会を確保し、国際交流の推進や経済・社会のグローバル化を担う人材育成に努めます。

### **(4) 特別支援教育の体制整備**

- ① 特別支援教育・指導が適切に行えるよう、支援員や補助員を配置します。
- ② 特別支援教育の内容に合わせて、必要な教材や教具の導入を推進します。

### **(5) 幼稚園バス・スクールバスの運行**

- ① 幼稚園バスとスクールバスの運行を継続し、遠距離通学者の安全・安心な交通手段の確保に努めます。
- ② 老朽化による事故を防止するため、幼稚園バスとスクールバ

---

※5 社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てる教育

スの計画的な修繕や改修、適切な更新を実施します。

## **(6) 保護者負担軽減対策の充実**

- ① 高等学校通学等支援助成金を交付し、バス等通学費や下宿費等保護者の経済的な負担軽減を図ります。
- ② 幼稚園における特別保育の通年利用や延長保育事業を継続的に実施し、共働き家庭のニーズに対応する体制づくりに努めます。
- ③ 子ども・子育て支援制度に準じて、幼稚園保育料の保護者負担軽減を図ります。

## 2. 社会教育

### 現状と課題

社会・経済情勢の変化により経済的な豊かさが増し、個々のライフスタイルが変化する中で、生涯の生きがいとしての学習ニーズもますます多種多様化しています。

本町では、幼児から高齢者までに様々な学習機会を提供するため、各種事業を実施しています。現在実施している事業の中には、参加者から好評を得ており、長期間継続しているものもありますが、人口減少や急速な高齢化により参加人数も減少しています。

このため、現行事業の内容の見直しや特色ある講座・教室の開催等新規事業の実施、社会教育団体への活動支援により、町民が自主的に活動できる環境づくりを図るとともに、地域の高齢者などのボランティア講師の活用も積極的に推進していく必要があります。

また、本町には図書館が設置されていませんが、読書は子どもの健やかな成長を促すものであることから、農村センター図書室の蔵書の充実など、読書の習慣化に向けた取組を引き続き推進する必要があります。

一方、青少年を取り巻く環境は大きく変化してきており、特に、急速な情報化によりインターネットやメディアからの有害情報などが身近な存在となりつつあり、犯罪に巻き込まれる可能性が高まってきています。

本町では、地域や関係団体と連携・協力体制を構築し、青少年の非行防止や有害情報の排除など健全育成に努めていますが、引き続き地域の教育力の向上を図り、見守り体制を強化して青少年の健全育成に努める必要があります。

### 主要施策

#### (1) 生涯学習プログラムの充実

- ① 学習ニーズを的確に把握しながら新規事業の実施を検討するとともに、既存の講座や教室等の充実に努めます。

- ② 小学生の活動場所の提供や子育て家庭の支援として、放課後子ども広場を継続的に実施するとともに、夏休みなどにおける開設期間の拡充を図ります。
- ③ 地域や幼稚園、学校と連携した世代間交流事業の推進により、高齢者大学参加者の学習意欲の向上や参加者の増加に努めます。

## **(2) 図書活動の推進**

- ① 地域住民によるリクエストを反映した新刊の購入など蔵書の充実や利用環境の向上により、魅力ある図書室づくりを推進します。
- ② ブックスタート事業<sup>※6</sup>などにより、図書とふれあう機会の創出や読書の習慣化を促進します。

## **(3) 地域団体・ボランティア人材の育成**

- ① 子ども会育成推進協議会や父母と先生の会連合会への支援、生涯学習人材バンクの充実を図り、地域の団体やボランティア人材の育成に努めます。

## **(4) 青少年健全育成体制の充実**

- ① 家庭、学校、地域、行政の連携・協力体制の強化を図り、非行防止・有害情報の排除に努め、青少年の健全育成に努めます。

---

<sup>※6</sup> 赤ちゃんと保護者に、絵本と、絵本を楽しむ体験をプレゼントする事業

## 3. 文化芸術・文化財

### 現状と課題

文化芸術は、心の豊かさや独創性を育むものであるとともに、人々に生きる力を与えてくれる生活には欠かせないものです。

本町では、町民が文化芸術とふれあう機会を創出するため、幼児から高齢者までのあらゆる世代へ向けた芸術・音楽鑑賞会を実施するとともに、町民の自主的な活動の促進や芸術・芸能発表機会の創出に向け、文化祭開催事業や文化協会への支援を実施しています。

しかしながら、来場者数や文化芸術団体の会員数の減少が続いていることから、文化芸術をさらに身近なものとして定着させ、自主的な活動や活動成果を発表できる環境づくりを進めつつ、質の高い鑑賞会の開催や文化芸術団体への支援を継続する必要があります。

一方、文化財は、文化財保存会と協力し、郷土史料館を核として本町の歴史や文化、風土を町内外へ発信しています。特に、坂本龍馬家や開拓者に関する資料が充実しており、町外からの来館者が増加傾向にあります。

今後も、文化財の適切な保存に努めるとともに、施設の計画的な改修、展示方法の改善や展示会の開催など文化財の有効活用を図り、町民の郷土に対する理解や関心をさらに高め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめるよう努める必要があります。

### 主要施策

#### (1) 町民の自主活動の促進

- ① 町民の自主的な活動や成果発表会の開催等を促進できるよう、文化協会や加盟団体への支援、指導者の育成に努めます。

#### (2) 魅力ある芸術にふれあう機会の拡充

- ① 芸術鑑賞事業の内容や新規事業を検討し、各世代が広く文化芸術に接することができるよう計画的に事業の実施、拡充を図ります。

### (3) 文化財の保存・活用

- ① 郷土史料館及び収蔵庫の適切な維持管理や計画的な改修に努めます。
- ② 郷土史料館において、展示企画の実施や展示方法の改善、開拓者展示スペースの新設など、郷土資料の有効活用を図ります。
- ③ 文化財保存会への支援や連携体制の強化、史跡管理者への支援を実施し、文化財の保護及び保存に努めます。
- ④ 坂本龍馬家や開拓者の資料収集及び積極的な周知・広報により、子どもをはじめ町民への郷土史の伝承やふるさとを愛する心の育成に努めます。

## 4. スポーツ

### 現状と課題

スポーツは、競技として楽しむだけのものではなく、心身の健康の維持・増進や生きがいをづくりに役立ち、人々の交流や地域の連帯感を深めるものとして、重要な役割を担っています。

本町のスポーツ施設については、B & G海洋センターの体育館を中心に、プールや野球場が整備されており、多くの個人やスポーツ団体が利用しています。

しかしながら、施設の設置から年数が経過し、老朽化が進んでいるため、随時維持補修を実施していますが、利用実態に合わせて快適で安全な施設として維持できるよう、改修を計画的に実施する必要があります。

本町のスポーツ活動については、各種スポーツ教室や大会を開催し、スポーツの普及促進に取り組んでいるほか、町内のスポーツ団体が多く加盟する体育協会を支援しながら、自主的な活動や大会の開催を促進していますが、参加者や体育協会加盟団体数が減少している状況です。

このため、スポーツ人口の増加に向け、多様化するスポーツニーズに対応できるよう既存事業の内容の見直しや拡充を図りながら、ニュースポーツなどの新規事業の実施などを検討していく必要があります。

また、少年団や体育協会加盟団体の指導者不足に対応するため、指導者の掘り起こしや研修会参加へ向けた情報提供など、各団体の自主的な取組への支援を含めて継続的に活動を促進していく必要があります。

### 主要施策

#### (1) スポーツ施設の整備

- ① B & G海洋センター及びふるさと運動公園野球場の利用促進に向け、施設・設備の改修を計画的に実施します。



## **(2) スポーツの普及促進**

- ① スポーツ推進委員と連携し、レクリエーションスポーツや競技スポーツの普及拡大に努めます。
- ② フロアカーリングやスポンジテニスなど、ニュースポーツの普及促進に努め、スポーツ人口の増加を図ります。
- ③ 町民の自主的なスポーツ活動の促進に向け、体育協会や加盟団体の主催事業や大会参加への支援に努めます。

## **(3) スポーツ競技者の育成**

- ① 全国規模のスポーツ大会出場者への支援を行い、選手・指導者の育成に努めます。

## **(4) スポーツ団体指導者の育成強化**

- ① 指導者研修会や講演会などへの参加勧奨に努め、各スポーツ団体の指導者の育成や新たな指導者の確保を図ります。

## 5. 地域間交流

### 現状と課題

他地域との交流は、自らのふるさとの再発見や郷土愛の醸成をはじめ、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものです。

本町は、高知県本山町と友好交流町の調印を交わし、平成15年度から職員の人事交流事業を実施してきましたが、広く町民同士の交流を促進するため、平成21年度より事業内容を変更し、町民グループの本山町訪問による交流事業を展開しています。

さらに、浦臼町出身者で構成される東京浦臼会の事業へ町民も自主的に参加しており、本町の取組としても町の現況や特産品の紹介を行っています。近年、東京浦臼会会員が本町で事業を実施するなど相互に交流を深めています。

今後も、こうした交流事業を継続し、町民が他地域の人々や文化にふれる機会の創出や交流人口の増加に努め、地域活性化や人材育成につなげていく必要があります。

また、本町では、浦臼町農業体験受入れ協議会が農業を知らない都会の子どもたちなどの受入れを行っています。近年、自然志向や健康志向の高まりなどに伴い農業体験ニーズが増大しており、農村における地域活性化策としても重要な役割を担っています。

しかしながら、高齢化、農業の多様化などにより受入れ農家数は年々減少し、個々の受入れ農家にかかる負担が増加している状況にあるため、受入れ体制の早急な整備が必要となっています。

### 主要施策

#### (1) 地域間交流の推進

- ① 高知県本山町との交流事業について、参加者へ支援を継続するとともに、内容の充実を検討し、町民の自主的な交流を促進します。
- ② 東京浦臼会への情報提供や広報活動への支援により、都市部から本町への交流人口の増加に努めます。

## (2) 農業体験受入れ体制の整備

- ① 浦臼町農業体験受入れ協議会と連携し、ゆとりある受入れ体制の整備を促進します。
- ② 国内の修学旅行生の受入れを継続し、都会の子どもたちに農業を知ってもらうとともに浦臼町を広くPRしていきます。

## 第4章 美しく安全・安心な生活環境のまち

### 1. 環境保全

#### 現状と課題

地球温暖化の一層の進行等を背景に、低炭素・循環・自然共生等を基本とする持続可能な社会の形成が求められています。

本町は、石狩川水系の河川や沼が多く点在し、うるおい豊かな水辺空間に恵まれるとともに、西部には樺戸連山が広がり、水と緑の優れた自然環境と豊かな景観を誇ります。

本町では、このような豊かな自然を保護する取組として、水質汚濁防止施策を推進し、生活排水の適正処理に努めてきました。

また、地球温暖化問題に関しても、温室効果ガスの排出量の削減に向け、街路灯のLED<sup>※7</sup>化、衣料品や廃食用油の無料回収等を実施し、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入などに努めてきました。

しかしながら、地球環境やエネルギー政策に対する関心は世界規模で高まり続けており、本町においても、町民の自主的な環境保全活動の促進や持続可能なエネルギー資源を活用した資源循環の仕組みの構築など、豊かな自然環境の保護と低炭素・循環型社会の実現に向けて積極的に取り組む必要があります。

#### 主要施策

##### (1) 地球温暖化対策の推進

- ① 地球温暖化対策実施計画の策定に努め、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組を検討します。
- ② 公共施設の改修に合わせて照明器具のLED化に努め、消費電力の削減など環境に配慮した施設整備を推進します。
- ③ 公用車の更新時には、用途や使用実態を考慮しながら、低公

※7 発光ダイオード。白熱灯に比べて大幅な省エネルギーが可能

害車の導入を検討します。

- ④ 町民への情報提供や広報活動により、家庭における節電意識の向上に努めます。

## **(2) 再生可能エネルギーの導入**

- ① 住宅リフォーム補助により、一般住宅への太陽光発電システムの設置を促進します。
- ② 低炭素・循環型社会の形成に向け、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入に向けた取組を検討します。

## **(3) 環境保全対策の実施**

- ① 河川や沼の水質汚濁を防止するための施策として、生活排水の適正処理に向けた指導や助言に努め、環境保全を推進します。
- ② 広報活動を通じて環境保全に関する意識の高揚を図り、町民の自主的な環境保全活動を促進します。
- ③ 生活環境の保全に向け、空き家等の適正管理に関する取組を推進します。

## 2. ごみ・し尿処理

### 現状と課題

廃棄物による環境汚染などへの関心が高まる中、循環型社会を形成していくことが求められています。

本町のごみは、民間業者委託により収集を行い、本町を含めた近隣2市3町からなる砂川地区保健衛生組合の施設と中空知5市9町からなる中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設で処理を行っています。容器包装プラスチックごみは、本町の施設で奈井江町と共同で処理を行っています。各施設で資源化できるものを分別・リサイクルし、可燃ごみ、生ごみについては、熱や発生ガスを発電に利用しています。

今後も、ごみの排出動向や廃棄物・リサイクル関連法を踏まえながら、広域的なごみ処理体制の充実を進めるとともに、町民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止対策などを積極的に推進する必要があります。

一方、快適な生活環境と衛生的な生活を維持するためには、円滑なし尿処理も重要な課題です。

本町におけるし尿の収集は、町内指定業者により行われています。処理については、砂川地区保健衛生組合による協定に基づき歌志内衛生センターで処理を行っていましたが、平成27年度からは、石狩川流域下水道組合6市6町により建設した奈井江浄化センターで処理を行っています。

今後は、円滑なし尿収集体制を維持するとともに、広域的連携のもと、新たな処理施設の適正管理・有効活用に努める必要があります。

### 主要施策

#### (1) ごみの適正分別の促進と収集・処理体制の充実

- ① パンフレット等による広報や啓発活動により、町民のごみの分別意識の向上や適正排出の徹底に努めます。

- ② 収集場所の適正配置や委託事業者との連携により、安定的で安全な収集体制の維持に努めます。
- ③ 広域的連携のもと、適正で効率的な管理・運営に努め、処理・リサイクル体制の充実に努めます。

## **(2) 施設の適正管理**

- ① 施設の改修を計画的に実施し、適正かつ安定的な維持管理に努めます。

## **(3) 3R運動の促進**

- ① 広報・啓発活動の実施や廃棄物減量化推進団体の育成に努め、町民や事業者の3R運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない社会づくりを進めます。

## **(4) ごみの不法投棄の防止**

- ① 看板の設置や監視・指導体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めます。

## **(5) し尿収集・処理体制の充実**

- ① 円滑な収集体制を維持するとともに、広域的な連携を強化し、新たな処理施設の適正な管理・運営に努めます。

## 3. 上・下水道

### 現状と課題

水道や下水道は、人々が健康で快適な生活を送るために欠くことのできない重要な社会基盤です。

本町の水道事業は、西空知広域水道企業団で行っており、平成26年3月末現在の給水人口は1,854人、給水件数は755件、年間給水量は121,348 m<sup>3</sup>となっています。

今後、給水人口が減少していくにつれて、給水量と料金収入はともに毎年減少していくことが見込まれることから、一層のコスト削減を行い、安定的かつ健全な経営を維持していく必要があります。

一方、本町の下水道事業は、河川の水質汚濁の防止及び生活環境の改善を図るため、平成8年10月に石狩川流域関連公共下水道として事業認可を取得し、平成9年度より下水道整備を行っています。

平成26年3月末の整備状況は、認可面積102.5haに対し、100.91haの整備が完了し、整備率は約98.5%となっており、水洗化率も82.6%に達し、現在では町民の生活に欠かせないライフラインとなっています。

引き続き生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、水洗化を促進するとともに、公共下水道施設の効果的・効率的な維持管理による経営の健全化に努める必要があります。

また、これら公共下水道整備地域以外においては、浄化槽設置整備補助事業により水洗化を進めてきましたが、浄化槽の設置や管理に対する意識が必ずしも高いとはいえない状況にあり、合併処理浄化槽の設置を引き続き促進していくとともに、適正に管理されるよう、啓発・指導の強化に努める必要があります。

### 主要施策

#### (1) 水道施設の整備

- ① 浦臼配水池の建屋の改修や計装機器の更新など、配水施設の計画的な整備に努めます。



## **(2) 水質管理の充実**

- ① 水質検査計画に基づく定期的な検査の実施・公表を行い、水質の安全確保に努めます。

## **(3) 水源の確保**

- ① 供用開始された徳富ダムの適正な維持管理により、水源の安定的な確保に努めます。

## **(4) 水道事業の管理・運営体制の充実**

- ① 水道未加入世帯の加入を促進し、事業規模を勘案しながら、施設計画・財政計画・人材計画の経営基盤の強化対策を図ります。

## **(5) 公共下水道施設の整備・維持管理**

- ① 公共下水道施設の計画的な整備や維持管理を行い、生活排水等の円滑な処理や快適な生活環境の創出に努めます。

## **(6) 公共下水道への接続の促進**

- ① 未接続世帯の接続を促進し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業の効率的な運営に努めます。

## **(7) 合併処理浄化槽の設置・適正管理の促進**

- ① 国の補助事業を活用しながら補助金の交付を継続し、公共下水道整備地域以外での合併処理浄化槽の設置や、単独処理浄化槽からの転換を促進し、生活雑排水の適正処理に努めます。
- ② 浄化槽の本来の浄化機能が発揮されるよう、設置者に対する適正管理の啓発・指導の強化に努めます。

## 4. 墓地・火葬場

### 現状と課題

墓地や火葬場は、社会生活において必要不可欠な施設であり、遺族や関係者にやすらぎを与える尊厳のある施設であることが望まれています。

本町には、鶴沼と札的の2か所に町営墓地が設置されており、除草や清掃作業を中心とした環境整備など、適正な管理に努めてきましたが、墓地景観の保全のため、清掃等の啓発などを継続的に行うことが重要です。

また、近年、墓碑建立が可能な区画が減少してきており、これに対応するとともに、利用者の利便性を向上させるため、公園機能の付加も含め、計画的な区画拡大を検討する必要があります。

一方、火葬場については、平成10年度より奈井江町との協定により、葬祭場の共同運営を行っています。

引き続き、利便性の確保や機能の維持のため、奈井江町と連携しながら適正な維持管理を実施していく必要があります。

### 主要施策

#### (1) 町営墓地の整備

- ① 利用者の利便性の確保や景観の保全に向け、利用者への供物持ち帰りや清掃の啓発を行うとともに、除草などの適正管理に努めます。
- ② 残区画の状況に応じて、駐車場や小公園の設置も含めた拡張整備を検討します。

#### (2) 火葬場の適正管理

- ① 奈井江町と連携のうえ、保守・点検や計画的な改修を実施し、利便性の確保と機能の維持を図ります。

## 5. 消防・救急・防災

### 現状と課題

近年、火災発生件数は全国的に減少傾向にありますが、火災による死者に占める高齢者の割合が年々高まっています。

本町の消防・救急体制は、砂川市、奈井江町、上砂川町の1市3町で構成する砂川地区広域消防組合による広域的な体制のもと、消防本部は砂川市に置かれ、主に奈井江浦臼統合支署が本町の業務を行っています。消防団については、本部と3分団で総員59名をもって活動しています。

近年、建築物の建材や構造の変化、高齢化等に伴い、火災及び自然災害等による被害の発生の仕方や質が変化しており、出動体制や消防施設、予防活動を充実させ、町民の生命と財産を守っていくことが求められます。

また、急速な高齢化により救急出動件数も増加する傾向にあるとともに、大規模災害発生時における救命活動の対応なども大きな課題となっています。今後、救急活動の高度化や出動体制の充実を目指し、専門的知識を持つ人材の養成や医療との緊密な連携による救命、搬送体制の確立を図ることが必要です。

一方、東日本大震災の発生を契機に、人々の安全・安心への意識が高まっており、地震災害への対応はもとより、近年のゲリラ豪雨による土砂災害への対応なども重要となっています。

本町には、一級河川・石狩川のほか、準用河川や普通河川が数多く流れています。町内には森林も多く、水源かん養、砂防、防風などの役割を果たしています。

また、ゲリラ豪雨や増毛山地東縁断層帯と呼ばれる活断層の存在により大規模災害の発生が懸念されています。近年は農地の内水による被害や河岸等の土砂崩れが発生しており、河床・河岸の整備や治山事業を推進して災害発生リスクを減少させることが重要であるとともに、地域防災計画の見直しを含め、避難行動要支援者の情報収集や情報伝達、自主防災組織の強化、拠点施設や避難所、防災資

機材や備蓄品の整備など、町民が常に安心して生活が送れるよう災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

## 主要施策

### (1) 消防体制の充実

- ① 広域的連携のもと、車両や活動備品、人員を確保し、消防力の向上に努めます。
- ② 研修や訓練の充実により、消防職員の知識や技術の向上に努めます。
- ③ 消防団に配備している備品や車両等の整備を推進し、地域の実情に合った適正な消防力の確保に努めます。
- ④ 消防団員の研修や訓練の充実により資質の向上を図るとともに、町広報誌等を通じて活動への理解を広げ、人員確保に努めます。

### (2) 火災予防の推進

- ① 高齢者や独居世帯への防火査察をはじめとした広報・啓発活動により、防火に対する意識の向上を図り、町民と行政が一体となった火災予防への取組を推進します。
- ② 広報・啓発活動により、家庭における消火器の常備と火災警報器の設置を促進します。

### (3) 救急体制の充実

- ① 各種講習・研修への参加を推進し、救急隊員の救急処置技術や質の向上に努めます。
- ② 町民や町内団体、事業所向けのAED<sup>※8</sup>講習会を実施し、救急への意識向上や地域における救急体制の強化を図ります。

### (4) 防災体制の確立

- ① 災害危険地域の把握と災害危険箇所の減災対策に努め、地域防災計画や水防計画の見直しを図るとともに国土強靱化計画の策定も検討し、災害に強いまちづくりを推進します。

※8 自動体外式除細動器。心停止状態の心臓に対して電気ショックを行い、正常なリズムに戻すための医療機器

- ② 防災マップの作成や防災訓練の実施により、防災意識の向上や自主防災組織の育成を図り、災害に強い地域づくりを推進します。

### **(5) 防災拠点施設・避難所の整備**

- ① 役場庁舎や主要集会施設の計画的な耐震化・改修工事を実施し、災害時における安全な拠点・避難所の確保に努めます。
- ② 適切な防災資機材、防災備蓄品の購入を行い、これらを保管する拠点として防災備蓄倉庫の建設の検討を進め、平常時より災害に備えたまちづくりに努めます。

### **(6) 河川改修・整備の促進**

- ① 関係機関に対し、一級河川・石狩川の丘陵堤整備の早期完成や黄白内川、滝田川及び浦臼内川の築堤完成断面への施工を要請します。
- ② 関係機関に対し、河川改修等の環境整備の推進を要請するとともに、本町管理河川の定期的な河床整備を実施します。

### **(7) 治山対策の推進**

- ① 関係機関と連携のうえ、予防治山対策や砂防対策を推進し、美しい豊かな自然環境の保全や災害発生リスクの減少を図ります。

## 6. 防犯・交通安全

### 現状と課題

近年、我が国の交通事故の発生件数や死傷者数は減少傾向にありますが、死者や重症者に占める高齢者の割合が目立って高くなっています。

本町においては、中心部を国道275号が南北に縦貫し、その他にも道道などの幹線道路が整備されているため、通過交通量が多く、交通事故が度々発生しています。

少子高齢化が急速に進む中で、子どもから高齢者まで、安全かつ安心に外出や移動ができる交通社会の形成が求められており、交通安全意識と交通マナーのさらなる向上に向けた取組や交通安全施設の整備が必要です。

一方、防犯面については、全国的に凶悪犯罪の増加や犯罪の低年齢化等が進んでいるとともに、インターネットにより犯罪に巻き込まれる例や電話を利用した詐欺行為なども増加しています。

本町では、警察や防犯協会等と連携のもと、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めていますが、少子高齢化や核家族化等に伴う町民相互の連帯意識の希薄化が懸念されており、防犯意識の向上や地域における防犯体制の強化に向けた取組を推進する必要があります。

### 主要施策

#### (1) 交通安全意識の高揚

- ① 関係機関や団体と連携し、幼稚園や学校、高齢者団体を対象とした交通安全教室の開催や啓発活動の推進に努め、交通安全意識の高揚に努めます。
- ② 事業所への啓発活動を推進し、交通安全教育の徹底に努めます。

#### (2) 交通安全運動の推進

- ① 街頭啓発及びパトライト運動を実施し、交通安全運動の推進

に努めます。

- ② 関係機関や団体との協力・連携による一日交通安全キャンペーンの実施など、町民総ぐるみでの交通安全の推進に努めます。
- ③ 関係機関と連携のうえ、交通指導員による指導体制の強化に努めます。
- ④ 積極的な情報提供など交通安全推進委員会の活動促進に努めます。

### **(3) 防犯体制・活動の強化及び推進**

- ① 防犯協会や関係機関との連携を図り、防犯活動及び啓発活動の推進に努めます。
- ② 高齢者、独居老人世帯を訪問し、防犯対策の情報提供や見守り活動などを行い、犯罪防止に努めます。
- ③ 安全で住みよい地域社会の実現に向け、町民の防犯意識の高揚や自主的な活動を促進し、地域ぐるみでの防犯活動の強化に努めます。

# 第5章 定住と交流を支える生活基盤が整ったまち

## 1. 土地利用

### 現状と課題

土地は、現在から将来にわたり生活及び生産等の諸活動の共通基盤であり、限られた資源であるため、公共の福祉や自然環境の保全等に十分配慮し、町の発展に向けた総合的かつ計画的な利用を進めていくことが重要です。

本町は、北海道中西部、空知管内のほぼ中央に位置し、総面積101.83 km<sup>2</sup>の町域を持ち、樺戸山を軸に扇状に展開する丘陵地と、東端を流れる石狩川及び山岳を水源とする中小河川や沼によって形成された平野部からなっており、地勢は概ね平坦であり、総面積の約68%を山林及び原野等が占めています。

稲作を中心とした農業の町ですが、高齢化等により担い手が不足し、耕作放棄地や不耕作地の増加が懸念されています。

今後、どのような方法で農地を保全し維持していくかが大きな課題であり、自然環境や山林の保全と併せて検討する必要があります。

また、人口減少問題への対応策の一つとして、都市部から地方部への人口移動を促進するため、利便性を向上させ都市的な要素を持たせた市街地の住環境整備が必要であり、住宅需要及びニーズの多様化に対応できる土地利用に努める必要があります。

### 主要施策

#### (1) 適正な土地利用への誘導

- ① 土地利用関連法の周知に努めるとともに、関係機関と連携し、無秩序な開発行為の未然防止に向けた適正な規制・誘導を図ります。
- ② 農業振興地域整備計画に基づき、農用地における生産基盤の整備や無秩序な転用の抑制を図り、優良農用地の確保を図ります。



す。

- ③ やすらぎの場など農用地の持つ多面的な機能が高度に発揮されるよう適正な管理を促進します。
- ④ 核家族化の進行等による土地需要に対応するため、市街地における都市的機能の充実に努めます。

## 2. 住宅・宅地・定住

### 現状と課題

少子高齢化の進行などに伴うライフスタイルの変化に応じた安全で安心して快適に暮らせる住環境づくりが求められています。

本町の公営住宅については、平成26年7月末で209戸（公営住宅174戸、特定公共賃貸住宅35戸）を管理・運用しており、老朽化対策や建替えを実施しながら住宅需要に対応してきました。

今後も、公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存公営住宅の有効活用を図りながら、計画的な建替えや修繕を実施し、住宅の安定供給を推進する必要があります。

一方、宅地については、住宅の新築による定住を促進するため、土地開発公社による宅地分譲を進めてきました。平成25年度からは、住宅の新築やリフォーム、空き家の取壊しを行う町民に対する補助金の交付による支援や、「ちょっと暮らし」をコンセプトにした移住生活体験住宅の整備を実施しています。

しかしながら、急速な少子高齢化や都市部への人口流出などの影響により、本町においても人口減少が続いており、空き地や空き家が増加する傾向にあります。

今後は、本町の特色である豊かな自然環境や美しい景観をPRしながら、分譲地の新設や空き地の有効活用の促進、インフラ整備などによる生活環境の改善や住宅の新築・リフォーム等の支援拡充など、移住・定住に関する取組をさらに推進する必要があります。

### 主要施策

#### （1）公営住宅の整備・適正管理の推進

- ① 鶴沼第2団地の建替えと屋根の改修工事を実施します。
- ② 老朽化しているひばり団地の建替えを検討し、公営住宅の安定供給に努めます。
- ③ 中央団地やスパーク21など、屋根や外壁の補修・改修を実施します。

- ④ 公営住宅長寿命化計画に基づき、適正な維持管理に努めます。

## (2) 宅地の確保

- ① 新たな宅地の造成や分譲、空き地バンクの導入を検討のうえ、宅地の確保や情報提供に努めます。

## (3) 住宅新築等への支援

- ① 住宅新築・リフォーム等補助による支援の継続や内容の拡充を図り、Uターン、Iターン、Jターンなどの志向者や住宅新築希望者の定住を促進します。

## (4) 移住・定住の促進

- ① 移住・定住希望者からの相談に対応するため、ワンストップ<sup>※9</sup>窓口の体制や機能の強化に努めます。
- ② 北海道移住促進協議会や民間企業と連携し、移住生活体験住宅の利用や民間住宅の活用を促進し、定住へのきっかけづくりに努めるとともに、交流人口の増加を図ります。
- ③ 市街地区への人口集約を推進し、行政サービスの効率化を図るとともに、子育て世代や高齢者などの生活利便性の向上に努め、にぎわいのある安心・安全なまちづくり、移住・定住に向けた魅力の向上を進めます。

---

※9 複数の手続きや相談を一箇所でまとめてできる環境

## 3. 道 路

### 現状と課題

道路は、人々の日常生活を支える基盤であるとともに、町の均衡ある発展や産業振興に不可欠なものとして、重要な役割を果たしています。

本町の道路網は、札幌を起点とした国道 275 号が通過しており、これに接続している道道 3 路線、幹線町道 42 路線、その他町道 68 路線によって構成されており、これまで国道や道道の整備を促進するとともに、町道の計画的な整備を進めてきました。

国道 275 号については、交通量の増加や車両の大型化などにより、交通安全対策として、路盤改良や舗装補修が必要になっており、関係機関に要請のうえ、さらなる整備を促進していく必要があります。

道道 3 路線のうち、奈井江浦臼線についても路盤改良や舗装補修が必要であり、また吾妻橋の早期完成も望まれている状況です。

町道については、幹線町道総延長 71.1 km、その他町道の総延長 77.1 km で、舗装率は幹線町道が 49.5%、その他町道は 20.9% となっていますが、舗装道路の老朽化が進行しており、改修も含め適切な維持管理が重要な課題となっています。

また、本町が管理する橋梁数は 63 橋で、橋長区分別では、0～15m 未満の橋梁が 40 橋、15m 以上の橋梁は 23 橋となっており、長大橋の保有はありません。

今後、老朽化する道路橋の増大に対応するため、従来の事後的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへと円滑な政策転換を図ることが重要であり、橋梁の長寿命化や橋梁の修繕・架替えに係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することが必要です。

一方、北海道内有数の豪雪地帯でもある本町で暮らす人々にとって、快適で安全・安心な生活を確保するためには、雪への対応が大きな課題としてあげられます。

現在、町道については、92 路線・92.8 km の除雪を実施しています。

今後も快適で安全・安心な生活を確保するためには、歩車道の除排雪を徹底することが重要であり、そのためには、老朽化した除雪機械の計画的な更新や、オペレーターの確保・育成、高齢者単身世帯の間口除雪の実施など、除排雪体制の強化に努めるとともに、町民ニーズに対応できるような除排雪方法の検討を進める必要があります。

## 主要施策

### (1) 国道の整備促進

- ① 国道275号の路盤改良や舗装補修、幅員の狭い橋梁の架替えを要請します。
- ② 利用者や通過者の事故防止に向け、道の駅の周辺整備を要請します。

### (2) 道道の整備促進

- ① 道道奈井江浦臼線の路盤改良や舗装補修を要請します。
- ② 道道の橋梁の予防的な修繕及び計画的な架替えを要請します。

### (3) 町道の整備推進

- ① 国道や道道、公共施設等の関連を重視した幹線町道の整備を計画的に推進します。
- ② 町道や町道橋の予防的な修繕及び計画的な架替え行い、安全・安心な道路網の整備を図ります。
- ③ 市街地内町道の舗装や歩道等交通安全対策施設の整備を図ります。

### (4) 道路環境の向上

- ① 交通弱者に配慮したやさしい道路づくりに努めます。
- ② 街路樹の整備などによる景観を意識した道路づくりに努めます。

### (5) 除雪機械の確保・更新

- ① 除雪機械の必要台数の確保及び老朽化した除雪機械の計画的な更新を行い、除雪機能の維持・確保に努めます。

## (6) 除排雪体制の整備・充実と協力体制の構築

- ① 関係機関と連携し、国道や道道の適切な除排雪作業を促進します。
- ② 冬期間の快適で安全・安心な道路網を確保するため、オペレーターの育成や除雪体制の充実を図ります。
- ③ 福祉関係機関等と連携し、高齢者世帯の除排雪体制の整備に努めます。

## 4. 公共交通

### 現状と課題

便利で安全な公共交通は、日常生活に欠かせないものであるとともに、人々の定住・移住を促進する重要な社会基盤です。

本町の公共交通機関は、民間バス会社（中央バス）の路線バスが運行されているほか、町営バス、混乗型スクールバスを運行しています。また、平成25年10月より乗合タクシーの運行を開始し、地域住民の公共交通手段の確保に努めています。

しかしながら、路線バスは車社会の進展による利用者の減少等から路線維持に伴う負担金が増加しているほか、老朽化している町営バスの維持経費も増加しており、路線バスや町営バスの運行体制の維持・確保が課題となっています。

また、高齢者をはじめとする交通弱者の身近な交通手段の確保も課題となっており、乗合タクシーの運行や交通弱者に対する支援など、公共交通空白地域を解消する公共交通体系を確立することが求められています。

### 主要施策

#### （1）公共交通の維持及び利便性の向上

- ① 町営バス利用者のニーズに合わせ、運行内容の充実に努めます。
- ② 町営バスの適切な維持・管理を行い、安全運行に努めます。
- ③ 乗合タクシーの運行を維持し、高齢者などの交通手段の確保に努めるとともに、運行内容の拡充を検討します。
- ④ 交通手段を持たない高齢者などへの料金補助などの新たな支援策を検討・実施します。
- ⑤ 町営バス検討委員会をはじめ、関係機関と連携し、よりよい地域公共交通の確立に努めます。
- ⑥ 路線バスについて、民間運行事業者への要請や調整を行い、現行路線の維持に努めます。

## 5. 情報化

### 現状と課題

インターネットの普及など急速な情報化の進展により、生活するうえで様々な分野で情報通信技術が活用されています。インターネット利用可能世帯の割合も増加し、近年のスマートフォンの普及により、インターネット上での情報取得や情報発信がさらに身近なものになりました。

本町では、民間通信事業者において段階的に情報通信基盤の整備が進められ、行政内部においても庁内LAN<sup>※10</sup>の構築、住民情報や諸証明発行業務のシステム化を図っており、町民の利便性向上や事務の効率化に努めてきました。

しかしながら、民間通信事業者による情報通信基盤の整備も一部の地区となっているため、整備地区の拡大に向けた取組を継続する必要があります。

また、社会保障・税番号制度<sup>※11</sup>の導入により公平かつ公正な社会インフラの整備や町民の利便性向上、行政事務のさらなる効率化に向けた取組も全国的に進められています。本町においても、円滑な導入に向けた体制整備やシステム改修を図るとともに、システムのクラウド化による行政コスト削減などの取組を一層推進する必要があります。

### 主要施策

#### (1) 情報通信基盤の整備促進

- ① 民間通信事業者による整備を促進し、町内における情報通信基盤の維持・拡大に努めます。

#### (2) 行政の情報化の推進

- ① 社会保障・税番号制度の導入に合わせて情報連携システムの

※10 庁内におけるネットワークを利用した情報の共有化や情報交換等を行うためのコンピュータシステム

※11 国民一人ひとりに12桁のマイナンバー(個人番号)が通知され、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用される



構築を図り、事務のさらなる効率化と質の高いサービスの提供に努めます。

- ② 電子自治体の構築に向け、現行システムの維持や充実に努めるとともに、クラウド化によるコスト削減や災害時におけるシステム稼働体制の強化に努めます。
- ③ ウィルスや不正侵入などセキュリティ対策を強化し、個人情報の保護に努めます。

### **(3) 情報化専門人材の育成及び啓発**

- ① 情報化関係研修への参加を推進し、専門性のある人材の育成に努めます。
- ② 町民への情報化に関する啓発に努め、町民の情報セキュリティ対策を促進します。

## 第6章 みんなでつくる自立したまち

### 1. 男女共同参画

#### 現状と課題

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつともに責任を担うべき社会の実現が求められています。

また、高齢化が進行し労働人口が減少している状況下において、女性の活躍が今後の経済発展に大きな影響を与えるとされています。

本町では、様々な機会に女性が参画し活躍できる場を設け、各種委員会等へ女性の登用などを推進してきましたが、育児など様々な条件等により、まだまだ十分な環境が整っているとはいえない状況です。

引き続き、子育ての環境や男性の意識改革など、社会で活躍できる環境を整えることにより、暮らしやすい地域づくりを推進する必要があります。

#### 主要施策

##### (1) 各種検討委員会への参画推進

- ① 女性の視点からみたまちづくり等、広い分野に女性の参画を積極的に推進し、男女平等に活動できる環境づくり、意識改革を推進します。

##### (2) 仕事と家庭の両立支援

- ① 男女が均等に雇用の機会を得て、家庭と仕事を両立できるよう、休業制度の周知や事業所への男女共同参画に関する啓発など、仕事と生活の調和に向けた支援に努めます。

##### (3) 女性管理職の比率向上

- ① 女性職員のスキルアップ研修やリーダー育成研修などの取組を行い、女性管理職の登用に努めます。

#### (4) 暴力防止に向けた取組の推進

- ① DV<sup>※12</sup>などの男女間の暴力問題の防止・解消に向け、関係機関と連携し、啓発や相談等に努めます。

---

※12 ドメスティック・バイオレンス。親しい男女間の暴力や虐待

## 2. コミュニティ

### 現状と課題

少子高齢化の急速な進行や都市部への人口流出による人口減少が社会問題となっている中、地域におけるコミュニティの崩壊が懸念されています。

本町では、15の町内会が組織されており、身近な地域課題の解決や地域活性化に向けた様々なコミュニティ活動を行っているほか、行政との連携のもとに自主防災組織として自然災害時の防災活動を行っています。

しかしながら、本町においても、少子高齢化や人口減少等に伴い全体的に活動が停滞傾向にあり、コミュニティ機能の再生と創造が求められています。

このため、コミュニティ意識の高揚や人材の育成、町内会活動や施設整備の支援など、幅広くより実体のあるコミュニティの形成に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

### 主要施策

#### (1) コミュニティ意識の高揚と人材の育成

- ① コミュニティ活動の先進事例などの情報提供や啓発活動により、町民の意識の高揚を図り、住民自治の確立やコミュニティ活動の活性化に努めます。
- ② 定年退職者をはじめ、地域の優れた人材の発掘や育成に努め、地域住民によるまちづくりに向けた体制を強化します。
- ③ 地域活性化に関する情報の提供や講演会への参加促進により、コミュニティのリーダーとなる人材の育成に努めます。

#### (2) コミュニティ団体への支援

- ① 地域における町民主体のイベントや備品整備などへの支援策を検討し、コミュニティ活動の活性化を図ります。

#### (3) コミュニティ施設の整備

- ① 集会施設の計画的な改修や維持補修を実施し、利便性の向上

や活用促進を図るとともに、運営管理の改善に努めます。

## 3. 町民参画・協働

### 現状と課題

少子高齢化と過疎化が進みマンパワーが減少している状況の中、新たな課題解決に向けて、住民と行政が情報を共有し、知恵を出し合いながらそれぞれの役割を分担し、協働のまちづくりを進めていくことが重要です。

特に人口が少ない自治体については、単独ですべての公共的サービスを提供することが困難な状況も発生しており、住民団体やコミュニティ組織、NPO法人、民間企業といった多様な主体が公共的サービスの担い手となる住民参画型のまちづくりが不可欠とされています。

本町では、福祉のまちづくり委員会をはじめ、様々な計画を立案する際には町民参加の委員会を設置し、まちづくりについての協議・検討を行っています。

また、広報誌の発行やホームページの公開により、町全体での情報共有を推進するとともに、町政懇談会の開催など広聴活動にも取り組んでいます。

今後は、さらなる自立に向けたまちづくりを進めるため、積極的な情報提供とともに、町民一人ひとりの知恵と工夫を結集し、町民参画型のまちづくりを推進しながら、住民自治のかたちをつくっていく必要があります。

### 主要施策

#### (1) 地域づくりの担い手の育成

- ① 新たなまちづくり団体等の育成や町内会などの自主的な活動の支援に努めるとともに、協働に対する意識を醸成し、町民と行政との協働による活力あるまちづくりを推進します。

#### (2) 町民参画・協働の推進

- ① 様々な分野で活動するボランティア団体やNPO法人、地域民間企業などのまちづくりへの参画を促進します。

- ② 各分野の協議・検討委員会等への積極的な町民参画を促進します。

### **(3) 広報・広聴活動の充実**

- ① 内容の見直しや充実を図り、親しみのある読みやすい広報誌づくりに努めます。
- ② ホームページの迅速な情報更新や掲載内容の充実を図り、最新情報の提供に努めるとともに、アクセス件数の増加を目指します。
- ③ ホームページの管理方法を見直し、CMS<sup>※13</sup>の導入に向けた検討を進めます。
- ④ アンケート調査による要望に基づき、町政懇談会の実施を継続し、内容の工夫により広聴活動を推進します。

### **(4) 情報の公開**

- ① 町民参画による公正で開かれた町政を推進するため、情報公開条例に基づき、円滑な情報公開を図ります。

---

※13 コンテンツ・マネジメント・システム。テキストや画像等を一元的に保存・管理し、webサイトを比較的手軽に構築したり編集したりできる仕組み

## 4. 行財政運営

### 現状と課題

地方分権が進むとともに、地方創生の時代を迎える中、地方自治体は、自らの地域の未来を自らが主体的に考え、責任を持って行動していくことが求められています。

本町はこれまで、自主自立のまちづくりを進めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるため、平成16年度及び平成21年度に策定した行財政改革緊急プランや集中プランに基づき、行政コスト削減を積極的に推進し、課題となっていた実質公債費比率の改善など一定の成果をあげてきました。

しかしながら、少子高齢化の進行をはじめとする社会・経済情勢の急速な変化とともに、行政ニーズの増大や多様化が見込まれていますが、国政においては長引く不況やデフレの影響等により税収の減少や国債発行額の増加が続いており、極めて厳しい状況となっています。国の成長戦略による対策事業が進められていますが、今後も地方交付税の大幅減が行われる可能性は十分に考えられます。

これらを踏まえ、これまでの行政サービスを維持しながら、地方分権・地方創生の時代にふさわしい自立可能なまちづくりを進めていくためには、民間経営理念・手法導入の視点に立ち、行財政運営のあり方を常に点検・評価し、行財政改革を計画的に推進していく必要があります。

一方、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、全てのことを単独で行うのではなく、広域行政として、効率的に地域連携を推進することも重要です。

本町は、中空知圏域5市5町で構成される中空知広域市町村圏組合の構成町として、産業・観光振興や教育・文化振興など広い分野において共同事業を推進してきました。

また、平成26年7月には定住自立圏構想の中心市と本町が市町の枠を越えた広域的な取組について協定を結び、共生ビジョンに基づき具体的な施策を推進しています。



引き続き、圏域で連携・協力しながら地域力を高め、それぞれの持つ地域特性を生かし、弱みを補完し合いながら生活機能の確保や地域住民の利便性向上など魅力あるまちづくりに向けて事業を推進する必要があります。

## 主要施策

### (1) 行財政改革の推進

- ① 行政組織・機構や事務事業の見直し、定員管理や給与の適正化を計画的に推進します。
- ② 職員研修の充実や新たな人事評価制度の確立などにより、職員の資質向上や育成に努めます。

### (2) 健全な財政基盤の確保

- ① 経常経費の見直しを継続的に行い、財源の効率的活用及び節減・合理化を図ります。
- ② 課税対象の的確な把握や収納率の向上に努めるとともに、受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料の見直しを行い、自主財源の確保を図ります。
- ③ ハード・ソフト事業の実施に向け、国や道をはじめとする関係機関の補助制度等の有効活用を図ります。

### (3) 効果的・効率的な財政運営の推進

- ① バランスシートなどによる財政状況の分析・公表を実施し、費用対効果や重要度、緊急度等を総合的に勘案して財源配分の重点化を図り、効果的・効率的な財政運営を推進します。

### (4) 庁舎等公共施設の整備

- ① 施設の計画的な改修や維持補修を実施し、適正な維持管理に努めます。
- ② 公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。

### (5) 定住自立圏等広域連携の強化

- ① 中空知定住自立圏共生ビジョンに基づき、都市機能や生活機能の確保・充実に向けた連携を強化します。
- ② 中空知広域市町村圏組合における共同事業を推進し、効率的

な行政運営に努めます。